一般社団法人　日本側彎症学会

定　　款

一般社団法人 日本側彎症学会 定款

第１章　総則

（名称）

第1条　当法人は、一般社団法人日本側彎症学会と称する。英文では Japanese Scoliosis Society と表示する。

（事務所）

第2条　当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目的及び事業）

第3条　当法人は、脊柱側弯症ならびにさまざまの脊柱変形の成因、病態、治療および予防についての医学的研究を推進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1)　学術集会、講演会、研究会等の開催

(2)　学会誌、学術図書等の発行

(3)　脊柱変形に関する研究の奨励ならびに調査の実施および優秀な業績の表彰

(4)　国内外の関連諸団体との協力と連携

(5)　その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第4条　当法人の公告は、電子公告による。

2　事故その他やむを得ない事由により前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（機関の設置）

第5条　当法人は、理事、評議員、理事会、評議員会及び監事並びに会員総会を置く。

当法人においては、会員（医師）の中から第 13 条に定めるところにより選任した「評議員」をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に定める社員とし、社員総会は「評議員会」と称する。

第２章　会員

（種別）

第6条　当法人の会員は、次のとおりとする。

(1)　会員（医師）　脊柱側弯症ならびにさまざまの脊柱変形に関する知識と経験を有し、当法人の目的に賛同して入会した医師

(2)　会員（非医師）　医師以外で、脊柱側弯症ならびにさまざまの脊柱変形に関する知識と経験を有し、当法人の目的に賛同して入会した者

(3)　単年度会員　会員以外で、当該年度の当法人の活動に参加したい希望を持つもので、以下の各項のいずれかに該当し、理事長がこれを認めた者とする。

①　入会申し込みをしているが、未だ理事会において会員（医師）または会員（非医師）として承認されていない者

②　その他、特に単年度会員を希望する者

(4)　名誉会員　当法人において特に功績のあった者として、理事会の推薦を受けた者

(5)　賛助会員　当法人の事業を賛助するために理事会の承認を受けて入会した個人または団体

（入会）

第7条　会員（医師）又は会員（非医師）若しくは単年度会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）
第8条　会員（医師）、会員（非医師）、単年度会員、および賛助会員は評議員会において別に定める会費を納入しなければならない。
2　名誉会員は会費の納入を要しない。
3　既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
（任意退会）
第9条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）
第10条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める評議員会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
(1)　この定款その他の規則に違反したとき。
(2)　当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)　その他の除名すべき正当な事由があるとき。
（会員資格の喪失）
第11条　前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　会費の納入が継続して３年以上されなかったとき。
(2)　評議員の全員が同意したとき。
(3)　当該会員が死亡したとき、又は当法人が解散したとき。
（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第12条　会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章　評議員

（評議員）
第13条　当法人の会員（医師）数の20%を限度として選出される評議員をもって「法人法」に規定する社員とする。
2　評議員は、別に定める評議員選出規則に基づき選任する。
3　評議員の任期は2年とし、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。但し、評議員・会員管理委員会がその選出にあたり別段の定めをしたときは、この限りではない。
4　評議員は再任されることを妨げない。

第4章　評議員会

（構成及び種類）
第14条　評議員会は、前条に規定するところによって選出された評議員をもって構成する。

2　当法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

（権限）
第15条　評議員会は、次の事項を決議する。
(1)　入会の基準並びに会費の金額
(2)　会員の除名
(3)　役員の選任及び解任
(4)　役員の報酬の額又はその規定
(5)　各事業年度の計算書類の承認
(6)　定款の変更
(7)　長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
(8)　解散
(9)　合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
(10)　理事会において評議員会に付議した事項
(11)　前各号に定めるもののほか、「法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項
（開催）
第16条　定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。
（招集）
第17条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての評議員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
2　総評議員の議決権の10分の1以上を有する評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時評議員会招集の請求をすることができる。
（議長）
第18条　評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その評議員会において、出席した理事の中から選出した者を議長とする。
（議決権）
第19条　評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。
（決議）
第20条　評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
(6)　その他法令で定めた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
（書面議決等）
第21条　評議員会に出席できない評議員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2　前項の場合における第20条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

（決議及び報告の省略）
第22条　理事又は評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
2　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
（議事録）
第23条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及びその会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。
（評議員会運営規則）
第24条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第５章　役員等

（役員の設置等）
第25条　当法人に、次の役員を置く。
(1)　理事３名以上10名以内
(2)　監事１名以上３名以内
(3)　理事のうち、１名を理事長とする。
(4)　前項の理事長をもって「法人法」の代表理事とする。
(5)　理事のうち１名を庶務担当理事とする。
2　役員に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める役員規則による。
（選任等）
第26条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2　理事長、庶務担当理事は、理事会の決議によって理事の互選により選出する。
3　監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
4　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
（理事の職務権限）
第27条　理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。
2　理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3　庶務担当理事は、事務局の業務を監督し、理事長を補佐し理事長に事故があったときは理事長に代わってその職務を行う。
（監事の職務権限）
第28条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）
第29条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（解任）
第30条　理事及び監事は、いつでも評議員会の決議によって解任することができる。
2　監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。
3　第 1 項の場合は、評議員会の決議による前に、その理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
4　理事長は理事会の決議によって解職する。
（報酬等）
第31条　役員には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。その額については評議員会が別に定める。
2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
（取引の制限）
第32条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1)　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
(2)　自己又は第三者のためにする当法人との取引
(3)　当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
（責任の一部免除又は限定）
第33条　当法人は、役員の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 6 章　理事会

（構成）
第34条　当法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。
（権限）
第35条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1)　当法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長の選定及び解職

2　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
(1)　重要な財産の処分及び譲受け
(2)　多額の借財
(3)　重要な使用人の選任及び解任
(4)　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(5)　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
(6)　第 33 条の責任の免除

(種類及び開催)

第36条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
2　通常理事会は、毎年２回開催する。
3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3)　前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
(4)　監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
(5)　前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。
2　理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、庶務担当理事が招集する。
3　理事会を招集するときは、理事会の開催日の 1 週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
4　理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第38条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。
2　理事長に事故あるときは、庶務担当理事がこれに当たる。

(決議)

第39条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、「法人法」第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）
第42条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。
（理事会運営規則）
第43条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第７章　資産及び会計

（事業年度）
第44条　当法人の事業年度は、毎年９月１日に始まり翌年８月 31 日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第45条　当法人の事業計画、収支予算書等については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議により予算成立の日まで、前年度の予算に準じた収入および支出をすることができる。この収入および支出は新たに成立した予算とみなされるものとする。
（事業報告及び決算）
第46条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　貸借対照表
(3)　損益計算書（正味財産増減計算書）
2　前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間据え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第８章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）
第47条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
（解散）
第48条　当法人は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
（残余財産の帰属等）
第49条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
2　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第９章　学術集会及び会員総会

（学術集会）
第50条　当法人は毎年１回、学術集会を開催するほか、必要に応じて臨時学術集会を開催する。
2　学術集会は「日本側彎症学会　学術集会」と称し、会長が主催し、開催日時、場所及びテーマその他これに関わる一切の事項を統括する。
3　学術集会には、理事会で専任し評議員会の承認を得た会長群を置く。会長群は学術集会規則に別に定める。

4　会長は理事でない場合であっても理事会に出席し意見を述べることができる。
5　学術集会における筆頭演者は特別講演者を除き、原則として会員（医師）、会員（非医師）、単年度会員、名誉会員に限る。

(会員総会)

第51条　当法人は毎年１回、会員総会を開催するほか、必要に応じて臨時会員総会を開催する。
2　理事長は会員総会において次に掲げる事項を報告しなければならない
(1)　事業計画及び収支予算
(2)　事業報告及び決算
(3)　その他理事会において必要と認めた事項
3　第 17 条及び第 18 条の規定は会員総会につき準用する。

第 10 章　学会誌

(学会誌)

第52条　当法人は Journal of Spine Research「日本側彎症学会特集号」を発行し、会員に配布する。学会誌の配布は原則として入会以後に発刊したものとする。
2　学会誌 Journal of Spine Research 日本側彎症学会特集号に論文を投稿する者は共同執筆者を含め原則として会員（医師）、会員（非医師）、単年度会員、名誉会員に限るものとし投稿規定は理事会の決議により別に定める。

第 11 章 委員会

(委員会)

第53条　当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
2　委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任及び解任する。
3　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章　事務局

(事務局の設置等)

第54条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章　情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条　当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
2　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 56 条　当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章　雑則

(委任)

第 57 条この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会の決議により別に定める。また規則を実施するための細則等は理事会が定めるものとする。

（特別の利益の禁止）
第 58 条　当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員、会員（医師）若しくは会員（非医師）又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。
（法令の準拠）
第 59 条　本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則
1　この定款は、当法人の成立の日から施行する。
2　当法人の設立に際して会員となる者は（以下「設立時会員」という。）は、平成 30 年 9 月 30 日現在において日本側彎症学会の会員名簿に記載されている者とする。
3　設立時社員(評議員)の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
設立時社員（評議員）
氏名　松本　守雄

氏名　伊東　学

氏名　宇野　耕吉

氏名　川上　紀明

氏名　小谷　俊明

氏名　清水　敬親

氏名　髙相　晶士

氏名　竹下　克志

氏名　種市　洋

氏名　松山　幸弘

氏名　新井　康久

氏名　山崎　健

4　当法人の設立に際して、理事、監事又は代表理事(理事長)となる者（以下それぞれ「設立時理事」「設立時監事」「設立時代表理事」という。）は、次の通りとする。

設立時理事

氏名　松本　守雄
氏名　伊東　学
氏名　宇野　耕吉
氏名　川上　紀明
氏名　小谷　俊明
氏名　清水　敬親
氏名　髙相　晶士
氏名　竹下　克志
氏名　種市　洋
氏名　松山　幸弘

設立時監事

氏名　新井　康久
氏名　山崎　健

設立時代表理事

氏名　松本　守雄

5　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から西暦２０１９年8月31日までとする。
6　当法人の最初の事業年度に関する事業計画及び予算の承認は、設立時社員(評議員)の議決権の過半数により決する。

以上、一般社団法人日本側彎症学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員(評議員)次に記名押印する。

平成30年12月　　日

設立時社員　　松本　守雄　　印

設立時社員　　伊東　学　　印

設立時社員　　宇野　耕吉　　印

設立時社員　　川上　紀明　　印

設立時社員　　小谷　俊明　　印

設立時社員　　清水　敬親　　印

設立時社員　　髙相　晶士　　印

設立時社員　　竹下　克志　　印

設立時社員　　種市　洋　　印

設立時社員　　松山　幸弘　　印

設立時社員　　新井　康久　　印

設立時社員　　山崎　健　　印